

○長浜市未来こども若者会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）第6条の規定に基づき、長浜市未来こども若者会議（以下「会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、1年を上限として任期を延長することができる。

(専門委員)

第3条 会議は、特別の事項について調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会議は、特別の事項について調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、委員及び専門委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会長は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、又は会長が求めるときは、その結果又は経過を会長に報告する。
- 7 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会に属する委員」と読み替えるものとする。
(意見の聴取等)

第7条 会議は、運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
(庶務)

第8条 会議の庶務は、未来創造部未来こども若者局未来こども若者課において処理する。
(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月13日規則第80号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の第2条第4項の規定は、施行の日において現に委員である者から適用する。

附 則 (令和5年3月31日規則第41号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日規則第39号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。